

川崎市上下水道局決算整理手続要綱

(昭和42年3月10日42川水総経第35号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号。以下「財務規程」という。）第173条の規定に基づき、決算整理の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 決算資料

(事業報告書)

第2条 川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号。以下「事務分掌規程」という。）第1条に掲げる課、これに相当する組織及び上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する組織の長（以下「課所長」という。）は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条の規定に基づき市長に提出する事業報告書の資料として、第1号様式から第17号様式までを作成する。

(固定資産明細表)

第3条 管財課長は、決算を行う年度（以下「決算年度」という。）の年度末現在（以下「年度末現在」という。）において総括する固定資産のうち、財務規程第134条第1号及び第2号に規定するものについて、固定資産明細表を作成する。

第4章 削除

(貯蔵品たな卸明細表)

第5条 管財課長は、貯蔵品についての決算整理（毀損、変質、目減り等の減耗、日常の倉出し及び倉入れに伴う端数金額の切捨てによる帳簿との差の整理等をいう。）を必要とする事項を明確にするため実地たな卸を行い、その

結果について第29号様式により貯蔵品たな卸明細表を作成する。

(貯蔵量水器等増減内訳表)

第6条 給水装置課長は、年度末現在の貯蔵量水器等及び簿外品について、第30号様式により貯蔵量水器等増減内訳表を作成する。

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

(期間経過による処理内訳表)

第12条 課所長は、その所管する債権のうち、第24条の規定により過年度損益修正損の予算執行決議書兼振替伝票を発行したもの及び所管する債務のうち、第25条の規定により過年度損益修正益の調定伺兼振替伝票を発行したもののについて、第26号様式により期間経過による処理内訳表を作成する。

第13条 削除

(資料の送付)

第14条 課所長は、第2条、第3条、第5条、第6条及び第12条の規定により作成した帳票を、財務課長又は財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長に送付する。

2 前項の規定にかかわらず、サービス推進部に属する課所長（サービス推進課長を除く。）、水道部に属する課所長（水道管理課長を除く。）及び下水道部に属する課所長（下水道管理課長を除く。）は、作成した帳票を、事務分掌規程の規定により決算整理を総括する課の長（以下「主管課長」という。）に送付するものとし、送付を受けた主管課長はこれを取りまとめ、財務

課長又は財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長に送付する。
。

第3章 決算事務手続

(収入)

第15条 課所長は、収益的収入及び資本的収入のうち、年度末現在に所管している債権について、速やかに調定事務を行う。

2 前項に規定する調定事務において、3・4月分を合わせて調定する水道料金及び下水道使用料については、翌年度の収入とする。

3 過誤払による返戻金等の収入については、「その他未収金」に計上し、調定伺兼振替伝票を発行する。

(支出)

第16条 課所長は、収益的支出及び資本的支出のうち、年度末現在に所管している債務について、速やかに支出手続を行う。

2 前項の規定により支出される経費のうち、翌年度に支出することとなるものについては、未払金又は未払費用の計上として取り扱い、振替伝票又は支出負担行為書兼振替伝票を発行する。ただし、継続的又は定期的に支出される経費として、年間12回払い、四半期払い等として支出される経費のうち、決算年度の年度内に支出すべき回数を支出済のものについてはこの限りでない。

(倉出し又は直接購入物件の倉入れ等)

第17条 課所長は、決算年度の年度内において倉出しをし、若しくは直接費で購入した物件（消耗品、印刷物、燃料、薬品、材料等をいう。）又は製造した物件で、年度末現在に残品のある場合は、貯蔵品に振り替えるものとし、予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、貯蔵品に振り替え

る必要はない。

(1) 倉出しをし、又は直接費で購入した物件で、取得価格が10万円未満のもの

(2) 決算年度中に倉出しをし、又は直接費で購入した物件で、決算年度末日の翌日から1年以内に消費使用されるもの

(3) 備蓄することをもって事業の用に供したと認められるもの

(4) 資本的支出に属する物件で、当該工事が未完成で予算が繰り越されるもの

(たな卸資産の減耗費)

第18条 管財課長は、貯蔵品について、実地たな卸により減耗のあったものについては、経伺の上たな卸資産減耗費に振り替えるものとし、予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(貯蔵品の倉出し及び倉入れの振替に伴う端数の処理)

第19条 管財課長は、貯蔵品の振替に伴い、円未満の端数が生じ、実地たな卸額との差益又は差損が出た場合は、次に掲げる区分により予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(1) 差益の場合 その他雑収益（営業外収益）

(2) 差損の場合 その他雑支出（営業外費用）

(減価償却)

第20条 管財課長は、財務規程第155条から第159条までの規定による償却資産について減価償却を行うため、予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(長期前受金の収益化)

第20条の2 管財課長は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第21条第2項の規定による長期前受金の

収益化を行うため、予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(資産の評価)

第20条の3 管財課長は、規則第8条第3項の規定による資産の評価を行うため、予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(引当金の計上)

第20条の4 労務課長は賞与引当金及び退職給付引当金を、営業課長は貸倒引当金を、川崎市上下水道局引当金取扱要綱（平成26年2月17日25川上経財第552号）で定める方法により計上するため、振替伝票又は予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(前受金の精算)

第21条 課所長は、決算年度の年度末までに完了した工事に係る前受金について、精算のうえ振替伝票を発行する。

(仮受金)

第22条 課所長は、仮受金について、決算年度の年度末にこれを本勘定に整理するため、振替伝票を発行する。

(前渡金)

第23条 課所長は、3月分の事業資金等の前渡金を3月31日までに精算の上、本勘定に整理するため振替伝票を発行し、精算残額があるときは、直ちに戻入する。

(期間経過による債権の処理)

第24条 課所長は、その所管する債権のうち、次の各号に掲げるもので、財務規程第41条の規定に基づき管理者の決裁を受けたものについて、貸倒引当金の振替伝票若しくは予算執行決議書兼振替伝票又は貸倒損失、雑支出若しくは過年度損益修正損の予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(1) 時効期間として5年を経過した水道料金に係る債権

(2) 時効期間として5年を経過した受託工事に係る債権

(3) 前2号に掲げる債権以外の債権であって、当該債権の時効期間として法
が定める期間を経過したもの

(期間経過による債務の処理)

第25条 課所長は、その所管する債務のうち、次の各号に掲げるもので、債務の履行ができないものとして管理者の決裁を受けたものについて、雑収益又は過年度損益修正益の調定伺兼振替伝票を発行する。

(1) 時効期間として10年を経過した水道料金に係る還付としての債務

(2) 時効期間として10年を経過した受託工事に係る還付としての債務

(3) 前2号に掲げる債務以外の債務であって、当該債務の時効期間として
法が定める期間を経過したもの

(1年内満期到来投資有価証券の流動資産への振替)

第25条の2 財務課長及び財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長は、翌年度に満期が到来する投資有価証券について、固定資産から流動資産に振替計上を行うため、振替伝票を発行する。

(長期前払消費税の償却)

第25条の3 財務課長及び財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長は、規則第20条第2項の規定による長期前払消費税勘定の償却を行うため、予算執行決議書兼振替伝票を発行する。

(1年内償還予定公営企業債等の流動負債への振替)

第25条の4 財務課長及び財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長は、翌年度に償還される予定の公営企業債等について、固定負債から流動負債に振替計上を行うため、振替伝票を発行する。

(1年内支出予定リース債務の流動負債への振替)

第25条の5 課所長は、翌年度に支出される予定のリース債務について、固

定負債から流動負債に振替計上を行うため、振替伝票を発行する。

(伝票の送付期日)

第26条 決算整理のために発行した伝票は、別に定めがあるものを除くほか、4月10日までに財務課長又は財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長に送付する。

(その他の事項)

第27条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和50年1月28日50川水総経第18号)

この改正要綱は、昭和50年1月28日から施行する。

附 則 (昭和52年9月27日52川水総経第180号)

この改正要綱は、昭和52年9月27日から施行する。

附 則 (昭和54年3月6日54川水総経第26号の2)

この改正要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年5月25日56川水総庶第109号)

この改正要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月10日58川水総経第33号)

この改正要綱は、昭和57年度決算及び昭和58年度予算から適用する。

附 則 (昭和59年10月23日59川水総経第118号)

この改正要綱は、公布の日から施行し、昭和60年度予算から適用する。

附 則 (平成2年3月29日2川水総経第37号)

この改正要綱は、平成元年度から施行する。

附 則 (平成4年3月30日4川水総経第33号)

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日5川水総経第143号)

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 2 5 日 8 川水総経第 1 3 号）

この改正要綱は、平成 8 年 4 月 2 5 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日 8 川水総経第 1 8 8 号）

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日 1 1 川水総庶第 2 8 6 号）

この改正要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 2 月 2 6 日 1 8 川水総経第 3 3 2 号）

この要綱は、平成 1 9 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日 1 8 川水総経第 3 7 0 号）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日 1 9 川水総総第 2 0 9 8 号）

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 3 1 日 2 0 川水総総第 2 1 5 2 号）

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 1 日 2 1 川水総総第 1 9 9 6 号）

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 3 0 日 2 2 川上経第 1 1 4 1 号）

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日 2 3 川上経第 8 5 0 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 4 条の規定は、平成 2 4 年度末から適用し、平成 2 3 年度末については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 24 川上経財第 616 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 14 条第 2 項の規定により庶務課長が行う平成 24 年度の決算資料の取りまとめ及び財務課長への送付は、担当課長（調整担当）が行うものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 25 川上経財第 632 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱第 3 条、第 20 条の 2 から第 20 条の 4 まで及び第 25 条の 2 から第 25 条の 5 までの規定は、平成 26 年度の事業年度から適用し、平成 25 年度の事業年度については、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱第 14 条第 2 項の規定は、平成 28 年度の事業年度から適用し、平成 27 年度の事業年度については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 28 川上経財第 445 号）

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日 29 川上経財第 681 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第14条第2項の改正規定（「財務課担当課長」を「財務課の下水道財務担当の担当課長」に改める部分を除く。）は、平成30年度以降の決算に係る処理について適用し、平成29年度の決算に係る処理については、なお従前の例による。

3 平成29年度の決算に係る処理については、管財課長を総務部に属する課所長とみなして、前項の規定を適用する。

附 則（令和2年3月31日31川上経財第437号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱の規定は、令和2年度の事業年度から適用し、令和元年度の事業年度については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日2川上経財第653号）

（施行期日等）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の川崎市上下水道局決算整理手続要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月22日3川上総財第631号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日5川上総財第1291号）